

県南広域振興局長告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年1月7日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1 路線名 弥栄金成線
- 2 供用開始の区間 一関市花泉町金沢字柴ノ沢3番7地先から字馬骨14番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成23年1月7日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
 - (2) 期間 平成23年1月7日から同年2月7日まで